

別表（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載 次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 本市が発注する契約（上下水道局を含む。以下この表において「本市契約」という。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約において、次のいずれかの書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に故意又は過失による虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 入札参加資格審査申請書、技術者確認資料その他契約前に提出すべき書類（第13項第2号イ、第3号イ及び第5号アに該当する場合を除く。）</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の施工体制台帳その他契約に係る書類</p> <p>(2) 規則第5条の入札参加資格審査の申請に係る申請書その他添付書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に、故意又は過失による虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6月</p> <p>6月</p> <p>6月</p>
<p>2 過失による粗雑履行 契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 当該事案が本市契約に係るものであるとき（契約不適合（引渡し等を受けた目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。）の程度が軽微であるときを除く。）。</p> <p>(2) 当該事案が本市契約以外の契約（以下この表において「一般契約」という。）に係るものであるとき（契約不適合の程度が重大であるときに限る。）</p>	<p>3月</p> <p>2月</p>
<p>3 履行成績不良 本市契約の履行成績が不良と判定されたとき。</p>	<p>3月</p>
<p>4 契約違反 本市契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する契約違反があったとき。</p> <p>(1) 有資格者の責めに帰すべき事由により契約を解除されたとき。</p> <p>(2) 有資格者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる日数に係る契約の履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 30日未満</p> <p>イ 30日以上60日未満</p> <p>ウ 60日以上</p> <p>(3) 契約に基づく措置請求に従わなかったとき。</p> <p>(4) 契約に基づき、下請負人が社会保険等の加入に係る届出をした事実を確認することのできる書類の提出を求める通知を本市から受けたにもかかわらず、指定する期日までに、正当な理由なくこれを提出しなかったとき。</p> <p>(5) その他契約条項に違反したとき（違反が軽微であるものを除く。）。</p>	<p>12月</p> <p>2月</p> <p>4月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>1月</p> <p>3月</p>
<p>5 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより公衆損害事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公衆に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 公衆に損害（程度が軽微であるものを除く。）を与えたとき。</p> <p>(3) 公衆に負傷者（負傷の程度が軽微であるものを除く。以下同じ。）を生じさせたとき。</p>	<p>6月</p> <p>1月から6月までの間において市長が定める期間</p> <p>4月</p>
<p>6 安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより履行関係者に事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 履行関係者に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 履行関係者に負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>3月</p> <p>2月</p>
<p>7 贈賄</p>	

<p>刑法（明治40年法律第45号）第198条その他の法令の規定に基づく贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起（以下この表において「逮捕等」という。）された場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 当該事案が本市の職員（特別職を含む。第12項において同じ。）に対して行われたものであって、逮捕等をされた者が有資格者である個人若しくは有資格者である法人の役員（以下この表においてこれらを「役員等」という。）、有資格者である法人の経営に実質的に関与していると認められる者（以下この表において「経営の関与者」という。）又は有資格者の使用人（以下この表において「使用人」という。）であるとき。</p> <p>(2) 当該事案が本市以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであって、逮捕等をされた者が役員等又は経営の関与者であるとき。</p> <p>(3) 当該事案が本市以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであって、逮捕等をされた者が使用人であるとき。</p>	<p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
<p>8 独占禁止法違反行為</p> <p>独占禁止法に違反したとして、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 当該事案が本市契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p> <p>イ 役員等、経営の関与者又は使用人が逮捕等をされたとき。</p> <p>ウ 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>エ 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。</p> <p>(2) 当該事案が一般契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p> <p>イ 役員等、経営の関与者又は使用人が逮捕等をされたとき。</p> <p>ウ 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>エ 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。</p>	<p>24月</p> <p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>9 公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 刑法第96条の6第1項に規定する公契約関係競売等妨害又は同条第2項の規定による談合の容疑により逮捕等をされた場合で、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 当該事案が本市契約に係るものであって、逮捕等をされた者が役員等、経営の関与者又は使用人であるとき。</p> <p>イ 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕等をされた者が役員等又は経営の関与者であるとき。</p> <p>ウ 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕等をされた者が使用人であるとき。</p> <p>(2) 当該事案が本市契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 入札に関し不正な行為を行ったと認められるとき。</p> <p>イ 入札に関し不正な行為を行ったおそれが非常に強いと認められるとき。</p>	<p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>10 あっせん利得処罰法違反行為</p> <p>公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反した容疑により逮捕等をされた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 当該事案が本市契約に係るものであって、逮捕等をされた者が役員等、経営の関与者又は使用人であるとき。</p> <p>(2) 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕等をされた者が役員等又は経営の関与者であるとき。</p> <p>(3) 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕等をされた者が使用人であるとき。</p>	<p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
<p>11 建設業法違反行為等</p> <p>建設業法に違反したとして、又は建設業法の規定により、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 役員等又は使用人が逮捕等をされたとき。</p> <p>(2) 指示処分又は営業停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 許可取消処分を受けたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p>
<p>12 暴力行為等</p> <p>業務に関し暴力行為等を行った場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 役員等又は使用人が逮捕等をされた場合で、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 当該事案が本市の職員に対して行われたものであるとき。</p>	<p>24月</p>

イ 当該事案が本市以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであるとき。	1 2 月
(2) 役員等又は使用人が本市の職員に対し暴力行為等を行い、その事実を本市が認知したとき（第1号アに該当するものを除く。）。	1 2 月
(3) 役員等又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく、暴力的要求行為の中止命令を受けたとき。	1 2 月
13 不正又は不誠実な行為	
前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 本市契約に関し落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	6 月
(2) 堺市建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成20年制定）第8条に規定する事後審査に関し、次のいずれかに該当したとき。 ア 事後審査に必要な書類を正当な理由なく本市が定める期日までに提出しなかったとき。	6 月
イ 事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていなかったとき。	6 月
(3) 前号に掲げるもののほか、一般競争入札に係る事後審査に関し、次のいずれかに該当したとき。 ア 事後審査に必要な書類を正当な理由なく本市が定める期日までに提出しなかったとき。	6 月
イ 事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていなかったとき。	6 月
(4) 堺市建設工事低入札価格調査実施要領（平成20年制定）第6項第4号イに規定する詳細調査に必要な書類を、正当な理由なく本市が指定する期日までに提出しなかったとき。	6 月
(5) 本市契約に係る一般競争入札における現場代理人（工事に関する設計、測量等に係る委託業務を除く。）又は技術者（以下この項において「技術者等」という。）の配置に関し、次のいずれかに該当したとき。 ア 申請した技術者等を正当な理由なしに配置しなかったとき。	6 月
イ 一度配置した技術者等を正当な理由なしに変更したとき。	6 月
(6) 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）第6条及び堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）第6条の電子登録システム又は規則第21条のただし書に規定する電子調達システムの利用に際し、次のいずれかに該当したとき。 ア 不正な手段を用いて接続し、若しくは操作し、又は故意にコンピュータウイルス（電子計算機に被害をもたらす不正なプログラムをいう。）を送信し、電子計算機に記録された電磁的記録の取得、改ざん、破壊等を行ったとき。	1 2 月
イ 過失によりコンピュータウイルスを送信し、本市から警告を受けたにもかかわらず、有効な措置を講ぜず、再びコンピュータウイルスを送信したとき。	6 月
ウ 不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき（ア又はイに該当する場合を除く。）。	6 月
(7) 本市契約に関し、下請代金の支払遅延等があり、下請等の関係が不適切であると認められたとき。	3 月
(8) 本市の区域内に有する営業所が営業所として不適格と認められたとき、又は営業所として不適切と認められた場合において改善の指示を受けたにもかかわらず、改善措置を講じないとき。	6 月
(9) 業務に関する法令（建設業法を除く。）に違反したとして、又は業務に関する法令の規定により、次のいずれかに該当したとき。 ア 有資格者又は役員等が建設工事、建設工事に関連する設計業務、監理業務、調査業務等、物品調達、業務委託その他役務の提供等（以下「建設工事等」という。）で、本市と契約を締結したのに関して逮捕等をされたとき。	6 月
イ 使用人が建設工事等で、本市と契約を締結したのに関して逮捕等をされたとき。	3 月
ウ 有資格者又は役員等が建設工事等で、本市と契約を締結したの以外のものに関して逮捕等をされたとき。	3 月
エ 使用人が建設工事等で、本市と契約を締結したの以外のものに関して逮捕等をされたとき。	1 月
オ 有資格者が監督官庁から処分等を受けたとき。	3 月
カ 役員等が監督官庁から処分等を受けたとき。	3 月
キ 使用人が監督官庁から処分等を受けたとき。	1 月
(10) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下この号において「条例」という。）に関し、次のいずれかに該当したとき。	

<p>ア 条例第 8 条第 2 項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。</p> <p>イ 条例第 9 条第 2 項の規定に基づく本市への報告をしなかったとき。</p>	<p>3 月</p> <p>3 月</p>
<p>(11) 前各号に定めるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 月から 2 月までの間において市長が定める期間</p>
<p>14 前各項に定めるもののほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪容疑により逮捕等をされた場合で、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>2 月から 9 月までの間において市長が定める期間</p>